

令和3年度入学 編入学（一般・推薦）試験問題の出典

総合政策学部

種別	大問 番号	著者名	著作物名	書名等	版元
総合 問題	1-資料A	井手 英策	財政から読みとく日本社会 —君たちの未来のために	岩波書店, 2017年より pp.156-164	岩波書店
	1-資料B	財務省	日本の財政関係資料 https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/202007_00.pdf	財務省, 2020年より p.9	財務省
	1-資料C		日本の財政関係資料 https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/202007_00.pdf	財務省, 2020年より p.3	
	2	富岡 幸雄	税金を払わない巨大企業	文春新書, 2014年より pp.130-142	文春新書 (文藝春秋)

令和3年度 編入学（一般・推薦）

総合政策学部
総合問題（120分）

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまでは、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 この冊子は、9ページあります。なお、下書き用紙が2枚あります。
- 3 試験中に問題冊子及び解答用紙の印刷不鮮明、ページの脱落などがあった場合は、手を挙げて試験監督者に知らせなさい。
- 4 解答は、必ず黒鉛筆（シャープペンシルも可）で記入し、ボールペンや万年筆などを使用してはいけません。
- 5 解答用紙には、氏名及び受験票と同じ受験番号を忘れずに記入しなさい。
- 6 解答は、必ず解答用紙の指定された箇所に記入しなさい。
- 7 下書きの必要があれば、下書き用紙を利用してかまいません。
- 8 試験終了後、問題冊子と下書き用紙は持ち帰りなさい。

1 資料 A～C を読み、後の問いに答えなさい。

資料 A

ムダが多すぎるので財政赤字がふくらんでいく、国はまず財政のムダをなくすべきだ、これまで多くの日本人がこのように考えてきました。

しかし、僕たちはすでにその見方がまちがっていることを知りました。①少なくとも歴史的に見て日本は大きな政府ではありませんでした。また、財政赤字が生まれる原因が、支出が多すぎるからではなくて、税収が少なすぎたからだったこともみなさんは学びました。

この事実は歴史を振りかえることでよりはっきりとわかります。

オイルショック以降、所得税・法人税・消費税などの「基幹税」を純増税できたことが何回あるか、みなさんは知っていますか。ここでいう純増税とは、その他の税を減税したとしても、全体の総額で増税することを目的としておこなわれた税制改革をさしています。

2014年に消費税率を8%に引きあげたことは、みなさんの記憶にも新しいでしょう。ですが、じつはこの増税は1981年の法人増税以来の純増税だったのです。

こういいますと、[a]年に②消費税が導入されたこと、97年にその税率が3%から5%へと引きあげられたことなどを知っているみなさんは、少し奇妙に思うかもしれません。

しかしこれは事実です。消費税が導入されたときは、所得税と法人税の引き上げがセットでしたから、全体としては減税になっていました。また、1997年の消費増税は94年以来おこなわれてきた所得減税の穴埋めのためにおこなわれたものでした。

1980年代を振りかえってみましても、84年に大規模な法人増税が実施されましたが、このときも所得減税とセットでの増税でした。ちなみにさらにその前、1974年の法人増税も大規模な所得減税と組みあわせておこなわれたものでした。

もうみなさんも気づいたことでしょう。そうです。僕たちの国は、減税のために増税をくりかえしておこなう、そういう不思議な歴史をもっているのです。こんな財政運営をする国は、先進国をいくら探してもなかなかみつけることができません。

33年間にわたって純増税がおこなわれなかったのですから、政府の借金がふくらんでしまうのも当然のことというべきでしょう。

この事実を知って、君たちはきっとこう思うのではないのでしょうか。それにしても、日本ではなぜこれほどに税を取ることがむづかしいのだろうか、と。

(中 略)

重要なのは、高度経済成長期にくりかえされた所得減税によって、人びとは「税金は当然かえってくるものだ」という感覚をもつようになったことです。

(中 略)

ヨーロッパの国ぐにでは、所得があがることで年々増えていった累進所得税の税収を使って、社会イン

フラや社会保障，教育などを充実させていきました。

日本の場合，この税収を国民にかえし，貯金が増えるようにして，自分の手で生活を維持していくくみをつくったわけですが，このうちの郵便局にあずけられたお金を利用して，政府は税金をあつめずに社会インフラをととのえていったのです。

昔の日本人にとって，社会インフラは，増税をしなくても自然にできるものだったのです。

オイルショック以降の時期になると，日本の経済はそれまでのような高い成長率を維持できなくなりました。こうして毎年つづけられた減税はストップすることになります。

(中 略)

一方，1970年代には，少しずつ財政状況がきびしくなっていました。財政を健全化するには，どうしても増税がさげられないと考えられていました。

所得税の増税がむつかしく，負担の不公平感も強まるなか，財政を健全化するために新しく導入されようとしたのが消費税です。消費税であれば，どのような職業であろうと，同じ消費には同じ税率がかかりますから，サラリーマンの目には，累進所得税よりも公平な税と映ったのでした。

ところが福田政権のあとの大平政権，そして中曽根政権では，ともに消費税の導入に失敗してしまいました。

このプロセスで頭をもたげてきたのが「総額に気をつかう財政」の発想です。

慣性の法則のようなもので，政治家は，景気が悪くなると，納税者に人気のある所得税の減税をおこなおうとしました。しかし，大蔵省は財政赤字の総額をできるだけおさえこむために，別の税を増税して，所得減税の財源にあてようと考えました。

所得税の増税もできない，消費税の導入もできない，そんな政府がターゲットにするしかなかったのは，法人税です。1974，81，84年と，企業はあいついで大規模な増税をもとめられることとなりました。

減税や財政健全化のたびにねらいうちにされた経済界はたまったものではありません。

そこで，彼らは，増税をして財政赤字を減らしたり，社会保障やサービスの充実をおこなったりするのではなく，政府のムダをなくして租税負担率を軽くすることをもとめるようになりました。

1980年代は，戦後初めての「財政再建期」でした。しかし，そこでは増税による財政健全化ではなく，支出の削減と③国営企業の民営化による財政健全化がえられました。

1990年代にはいるとバブル崩壊後の景気の伸びなやみから，ふたたび所得税の減税がおこなわれるようになりました。また，この時期には企業に対する法人減税も一緒におこなわれました。

1990年代の10年間での減税回数は所得税だけで6回に達し，租税負担率も27.7%から23.5%に下がるという，まさに空前の大減税が実施されました。あわせて巨額の公共投資もおこなわれました。政府の借金が急増したのは当然のことだったのです。

空前の所得減税と大規模な公共投資という組みあわせは，まさに勤労国家そのものです。しかし，その財源は借金でした。

たしかに，[a]年に導入された消費税は税収を増やすことに貢献しました。とはいえ，それはとても

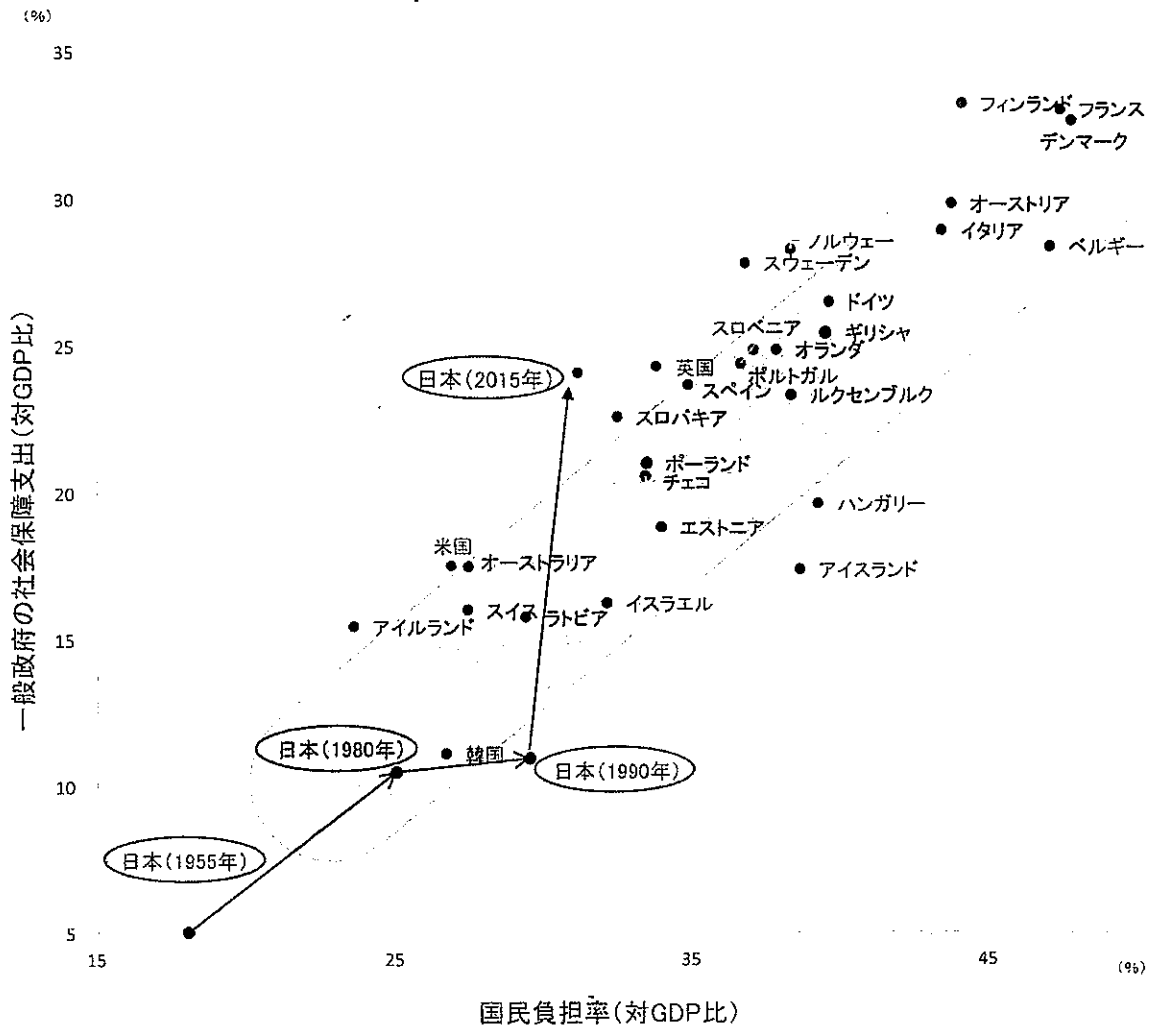
所得税や法人税の減税の穴を埋められる規模ではありませんでしたし、それ以前に、増税によってサービスをゆたかにするという話ではなく、借金の穴埋めのために増税がおこなわれたのでした。

このように、私たちは戦後の長い歴史のなかで、増税をしながら人びとの生活をささえるしくみをつくるという経験をほとんどもてないまま、歴史上まれにみる政府債務をつくりだしてしまったのです。

(井手英策『財政から読みとく日本社会—君たちの未来のために』, 岩波書店, 2017年, pp.156-164より,
一部改変)

資料 B

OECD 諸国における社会保障支出と国民負担率*の関係



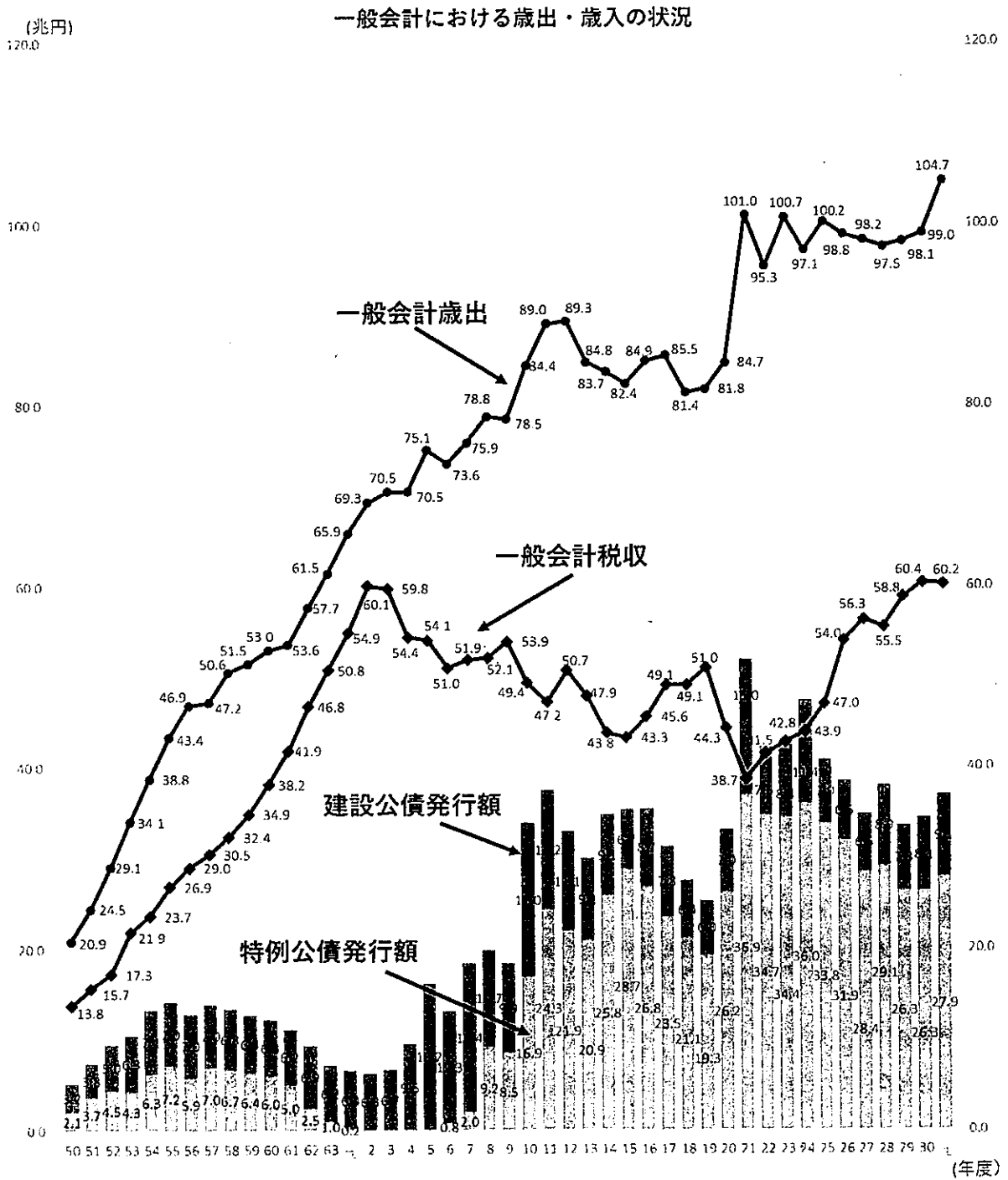
(出典) 国民負担率: OECD "National Accounts", "Revenue Statistics", 内閣府「国民経済計算」等。
 社会保障支出: OECD "National Accounts", 内閣府「国民経済計算」。
 (注1) 数値は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。
 (注2) 日本は、2015年度まで実績、諸外国は2015年実績(アイスランド、ニュージーランド、オーストラリアについては2014年実績)。
 (注3) 日本の2060年度は、財政制度等審議会「我が国の財政に関する長期推計(改訂版)」(2018年4月6日 起草検討委員提出資料)より作成。

(財務省『日本の財政関係資料』, 2020年, p9より, 一部改変)

(注)

* 国民負担率: 国民所得に対する租税負担率(国税と地方税を合わせた租税負担の比率)と、社会保障負担率(年金や医療保険などの社会保障の負担比率)を合計したもの。

資料 C



(財務省『日本の財政関係資料』, 2020年, p3より, 一部改変)

問 1 下線部①と関連し、資料 A の内容をふまえ、資料 B から読み取れる日本の状況を諸外国の状況と比較して 100 字以内で説明しなさい。その際、次の用語をすべて必ず用い、で囲むこと。

〔用語：小さな政府、大きな政府、受益、負担〕

問 2 下線部②について次の問いに答えなさい。

(1) 空欄 [a] に当てはまる年を西暦で答えなさい。

(2) 下線部②当時の内閣を次の選択肢から 1 つ選び、記号で答えなさい。

- | | | | |
|--------|--------|---------|-------|
| ア 池田勇人 | イ 小渕恵三 | ウ 海部俊樹 | エ 岸信介 |
| オ 佐藤栄作 | カ 竹下登 | キ 橋本龍太郎 | ク 吉田茂 |

問 3 下線部③について次の問いに答えなさい。

(1) 下線部③当時の内閣を次の選択肢から 1 つ選び、記号で答えなさい。

- | | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| ア 麻生太郎 | イ 小泉純一郎 | ウ 田中角栄 | エ 中曽根康弘 |
| オ 細川護熙 | カ 宮澤喜一 | キ 村山富市 | ク 森喜朗 |

(2) 次の表空欄 [b] ~ [d] に当てはまる語句を答えなさい。なお、[b] および [d] は略称でもよい。また、[c] はアルファベットで答えなさい。

国営企業名	民営化当時の企業名
[b]	JR 各社
日本電信電話公社	[c]
[d]	JT

問 4 資料 A の内容をふまえ、資料 C から読み取れることを 150 字以内で説明しなさい。その際、次の用語をすべて必ず用い、で囲むこと。

〔用語：一般会計歳出、一般会計税収、公債発行、バブル崩壊、リーマンショック〕

問 5 資料 A の内容をふまえ、資料 B および資料 C からどのような問題が発生すると考えられるか、また、その問題を解決するにはどのような手段が考えられるかについてのあなたの考えを 220 字以内で述べなさい。

2 資料を読み、後の問いに答えなさい。

資料

無国籍化したグローバル企業の「課税逃れ」をどう防ぐか。とりわけ、グローバル経済を牽引するIT企業など巨大企業が、複雑な税制の抜け穴を利用して巨額な税金を免れているのをどう追及するか。今、財政赤字にあえぐ各国の政府は連携して、課税強化の策定に動きつつあります。

日本を含めた先進各国において税収確保が困難に陥っている大きな要因は、無国籍化したグローバル巨大企業が、コンプライアンス（法令順守）と企業倫理を前提に組み立てられた税制を逆手にとって、世界的規模で「ゼロ・タックス化」（租税極小化）戦略を追求するのに対して、有効な防御措置がないことです。

租税逃れや回避が「合法的」にまかり通っているのは、経済のグローバリゼーションが進展する中で、無国籍化した企業の本性と構造が変貌していることが背景にあります。企業が成長すれば、国民に雇用の機会を与え、働く人達の給与も上がり、国民の生活も豊かになり、国の税収も増えて国民経済が繁栄するという「企業性善説」は、無国籍のグローバル企業には通用しなくなりました。

（中略）

程度の差こそあれ、多くの企業が税率の低い国や地域に利益を集め、世界的スケールで税負担が軽くなるタックス・プランニングを巧みに活用しています。

（中略）

グローバル化した多国籍企業は、各国の税制における課税ベースの測定ルールや税率の差異に精通して、巧妙な手段を駆使し、より税負担を軽くする術に英知を傾けています。逆に、税負担を軽くするために、企業は多国籍化したとも思えるフシがあるのです。

（中略）

アメリカのグローバル企業の税逃れ（租税回避）が国際的に大きな問題となり、¹²欧米では社会問題にまで発展しています。イギリスでは下院決算委員会で、また、アメリカでも上院国土安全保障・政府問題委員会で対象企業の公聴会が開催され、ヨーロッパでは英独財務相によるグローバル企業の租税回避に対抗する共同声明が発表されました。

ヨーロッパにおける債務危機の深刻化で緊縮財政を余儀なくされ、増税や社会保障費の削減が行なわれている一方で、たとえ合法的だとはいえ、税金の負担を逃れているグローバル企業への不満が噴出しているのです。

2012年、課税逃れ疑惑が明るみになって不買運動が起きたスターバックスは有名です。課税逃れの手法として特徴的なのは、「ダブル・アイリッシュ・ウィズ・ダッチ・サンドイッチ」と呼ばれる複雑なスキームを使ったIT企業アップルやグーグルの事例です。アメリカやアイルランドの法制度と、オランダの租税条約を巧妙に活用し、無形資産から生じるアメリカ外の使用料（ロイヤルティ）をタックス・ヘイブンのバミューダに非課税で留保し、必要に応じてアメリカ本社の研究開発費用を賄う仕組みになっているのです。

このような無形資産をタックス・ヘイブンに移転させる手法をはじめとして、軽課税国へ無形資産を移転させるなどの租税回避スキームは、⁽³⁾アメリカの IT 企業や製薬会社等で広がっています。アマゾン・ドット・コムも、タックス・ヘイブンに多額の所得をため込んでいました。

問題なのは、アメリカ政府に、果たして本気で租税回避を取り締まる意向があるかどうか、疑わしいことです。このようなスキームを許すアメリカの法制度については、既に 10 年以上も前から問題視されていたのにもかかわらず、今まで放置されてきました。

アメリカの IT 企業が、国外で上げる収益の大部分を非課税で留保し、アメリカの親会社のさらなる無形資産の開発に活用するという仕組みは、アメリカ企業、ひいてはアメリカ政府の巧妙な知財戦略といえなくもないが、いかがでしょうか。

こうした企業行動を許していることは、先進諸国の税収を減少させているばかりでなく、アメリカ企業の体力強化にも役立ち、他国ライバルとの競争条件を有利にしている結果になっています。このため、そのようなスキームを活用していないヨーロッパや我が国の同業企業は租税負担のハンディキャップを負っているわけです。

アメリカ政府の対応に任せていたのでは実効性は乏しいので、⁽⁴⁾主要 8 力国 (G8) などの問題提起を受け、⁽⁵⁾OECD の租税委員会が検討を開始しています。

もともと租税回避（「避税」である税逃れ）は、税金を少なくする方法のうち、違法な手法である租税遁脱（いわゆる「脱税」）でも、合法的な手法による租税節約（いわゆる「節税」）でもないグレーゾーンです。

租税回避はグレーゾーンだとしても、行き過ぎると目に余るものとして税務当局により否認されることもあります。しかし、どんなスキームがそれに当てはまるのか、必ずしも統一基準はなく、各国ともケース・バイ・ケースで対応しているのが実情です。

租税回避といえば、かつては、個人や事業者によるオフショア・タックス・ヘイブンの銀行口座等への資産や所得の移転や隠蔽等が筆頭に挙げられていました。ところが、近年では、金融機関を含むグローバル企業による、高度にして巧妙な「国際的節税戦略スキーム」や「租税条約の濫用」、「移転価格の操作」をも活用する投資ストラクチャーを利用した所得や費用の移転等の手法に、重点が移ってきています。

租税回避行為は、各国間の税制の相違（税制格差）を利用し、または、税制の抜け穴を利用して、所得に対し無税または名目的な課税しか行なわれない軽課税国に「所得を移転」させ、あるいは、ビジネスモデルを変更したり、活動の拠点を移動させたりすることを手段としています。

（中 略）

しかも、このような異常事態に対して、現在、世界の各国が、租税高権の行使として制定している税制システムでは、ほとんど対処できないという、まことに恐るべき状況になっています。租税国家の基盤を揺るがし、やがて崩壊させる危険を内包しているのです。

（富岡幸雄『税金を払わない巨大企業』、文藝春秋、2014 年、pp.130-142 より、一部改変）

問 1 下線(1)「企業性善説」とあるが、その反対の「企業性悪説」とはどのような内容か 120 字以内で答えなさい。

問 2 下線(2)にあるように、欧米ではグローバル企業の税金逃れが社会問題にまで発展しているとある。資料にある、先進国でグローバル企業が税逃れをしたときに想定される社会問題がどのようなものかを 250 字以内で述べなさい。

問 3 下線(3)のアメリカの IT 企業のうち、代表するような著名企業 4 社を総称して何と呼ばれているか。アルファベット 4 文字で記しなさい。

問 4 下線(4)の主要 8 カ国 (G8) のうち、アメリカを除く 7 カ国を下記の選択肢から抜き出して答えなさい。

選択肢

フランス、ドイツ、スペイン、イタリア、カナダ、ブラジル、ロシア、

中国、エジプト、日本、イギリス、シンガポール、インド

問 5 下線(5)OECD の前の空欄には下線(5)の正式名称が入る。この正式名称を漢字で答えなさい。

問 6 税金回避の問題点を踏まえて、その解決策について、課題文を参考に 150 字以内で述べなさい。